

秋 スポ 少 ー 7
令和4年4月13日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋 田 県 ス ポ ー ツ 少 年 団
本部長 福 原 幸 成
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、令和4年3月10日付秋スポ少ー106で、スポーツ少年団活動の条件付き段階的な再開をお願いしてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点から、4月18日(月)から、同一郡市内同士に限るという遵守事項に則った上で、練習試合等の対外交流を認めることにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年4月18日から)」を作成しましたので、貴管下の各単位団関係者(保護者含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いいたします。

なお、スポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課が、当該地域の感染状況により独自の方針を定めた場合には、その方針の遵守を優先してくださるようお願いいたします。

また、ガイドライン等は、今後の状況変化により適宜見直すこととします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年4月18日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年4月18日から)」

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752